



島根県報

平成22年11月26日（金）

号外 第 185 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

（警 察 本 部） 2

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月26日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第8号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条中「置き、島根県警察警衛対策室（以下「警衛対策室」という。）を附置する」を「置く」に改める。

第36条の2を削り、第36条の3を第36条の2とする。

第42条第1項及び第43条第1項中「、警衛対策室」を削る。

第58条を削り、第59条を第58条とし、第59条の2を第59条とする。

第61条第1項中「、機動隊及び警衛対策室」を「及び機動隊」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
（島根県警察国有物品管理規則の一部改正）
- 2 島根県警察国有物品管理規則（昭和39年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「、機動隊及び警衛対策室」を「及び機動隊」に改める。
（島根県警察教養規則の一部改正）
- 3 島根県警察教養規則（平成13年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「、警衛対策室長」を削る。